

2021年度介護報酬改定への意見

2021年1月20日

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
(略称 21・老福連)

昨年末、社会保障審議会介護給付費分科会が2021年度の介護報酬改定に関する審議報告を取りまとめました。私たちは、審議報告が示した改定の考え方について、以下の意見を表明します。

●わずか0.7%の報酬増では、利用者の生活と事業経営は「持続」できません

今回改定で示されたのは、わずか0.7%の介護報酬の引き上げです。これでは、制度は「持続」できても利用者の生活と事業経営は「持続」できません。福祉・介護事業者は、2015年基本報酬▲4.8%の大幅な報酬減額と2018年の微増改定のなかで、極めて困難な経営を強いられてきました。そのうえ、新型コロナウイルス感染症による経営悪化が1年以上におよび、このままでは介護崩壊が起きます。

更に審議報告では、データ活用や介護福祉士等の割合を評価する新しい加算が示されましたが、加算取得なしには経営が成り立たない仕組みに拍車がかかるのではないかと懸念が拭えません。介護崩壊を招かないために、加算の新設・見直しではなく、基本報酬の大幅な引き上げを強く求めます。

●「感染症や災害への対応力強化」には人員基準緩和ではなく、職員の確保と抜本的な処遇改善を

審議報告は、感染症や災害発生時にも「利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制」が必要とする一方、グループホームや特養の夜勤職員配置の緩和やユニット型施設の定員緩和など、人員基準の緩和を示しています。「感染症や災害への対応力強化」と人員基準の緩和は相いれません。利用者への適切な支援と緊急時対応を行うのに十分な人員配置基準への見直しと職員の確保に、国や自治体が責任をもって取り組むことこそが不可欠ではないでしょうか。

また、全産業平均より月額給与で9万円も低い介護職員の処遇を改善することなしに、職員の確保・定着は決して望めません。感染症や災害発生時にも国民の生活と介護に必要な不可欠であることが最認識された、福祉・介護サービスに従事する職員の処遇改善は、加算方式ではなく国の責任で公費によって行うべきです。

●地域で暮らし続けるためには、必要な時に利用できる在宅サービスの充実と入所施設整備が必要です

「地域包括ケアシステムの推進」が引き続き改定の柱とされています。けれど、2017年に総合事業が全面実施され採算が取れず事業から撤退する企業が相次ぎ、2020年の老人福祉・介護事業所の倒産件数は過去最多を更新しています。また、施設入所を希望しても食事・居住費負担が重く入所を諦めたり、退所を余儀なくされる事態も起きています。

「住み慣れた地域での切れ目ないサービス提供」に必要なのは、要介護度や経済状態に関わらず、必要な時に利用できる在宅サービスの充実と入所施設の整備です。「適正化・重点化」を理由にした介護給付削減ではなく、公費負担割合を引き上げることで給付の充実こそ行うべきです。

●福祉専門職の十分な配置なしに、介護関連データやテクノロジーの有効活用は望めません

審議報告は、「介護関連データの収集・活用」や「テクノロジーの活用」を強調しています。データやテクノロジーの活用自体を否定しませんが、高齢者の尊厳を守るとともに、個々の暮らし方や心と体の変化に応じた支援を行う福祉・介護職員の適正な配置と、専門性豊かな現場実践なしには介護関連データやテクノロジーの有効な活用は望めません。身体機能向上ばかり求める報酬体系へ誘導するデータ活用や、人員基準の緩和を前提としたテクノロジー活用には反対です。

感染症や災害により苦難のなかにある国民の暮らし、福祉・介護事業者と従事者の実態に目を向けた介護報酬改定—利用者負担の増を伴わない大幅な介護報酬の増額、職員の確保と抜本的な処遇改善をあらためて求めます。